

第7回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年4月22日(水) 13:30～13:46

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第7回、通算14回目となります新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

なお、今回の対策本部から手話通訳の方を配置いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、統括調整部長より説明がございます。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況という資料を御覧ください。

本日の開催趣旨ですが、県の特別保証融資制度の拡充等に係る補正予算の専決処分についての報告。それと、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置についての報告がございます。

対策本部、各部の対応につきましては、2ページ以降で説明いたします。

まず、総務部ですが、ポツの下から2つ目、在宅勤務の推進について、各所属へ通知がなされております。

それから、企画政策部は、真ん中のあたりに線を引いておりますけども、知事による県民の皆様へのお願いの動画がホームページ等で発信されております。

3ページをお開きください。

環境生活部。白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターを臨時休館としております。

それから、健康福祉部、4ページでございますが、最後のポツ2つ目、まず県民福祉プラザにおいて、4月1日から新規受付を休止している等、感染の恐れの高い催し物の主催者への自粛要請及びフリースペース利用休止。

そして、社会福祉法人青森県共同募金会において緊急助成を実施していくという風なことでございます。

商工労働部、5ページ上でございます。県立職業能力開発校、臨時休業が4月20日から5月6日までということになっております。

農林水産部は、営農大学校を4月21日から5月6日まで臨時休業とし、これに合わせて学生寮も閉鎖しております。

続きまして、7ページ、エネルギー総合対策部。量子科学センターにおいて、新規利用申し込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請をして実施しているということでございます。

教育部、8ページ、青森県武道館を臨時休館。それから、青森県近代文学館を臨時休館。そして、県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を5月6日まで延期するというになっております。

警察部、下から2つ目、運転免許証の有効期間の3か月延長措置。そして、運転免許更新業務等の休止が4月22日から5月6日までとなっております。

説明の方は以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、健康福祉部長より説明がございます。

○有賀健康福祉部長

右肩に健康福祉部とある資料を御覧ください。

感染症、県内の状況ですけれども、現在で、4月21日現在で感染者は22名、そしてそのうち12名の退院を確認しております。

22例の発生状況及び所管保健所別の内訳は御覧のとおりです。

検査の状況としては、同じく4月21日現在で538件実施しております。

相談センターの相談件数については、次の別紙のとおりとなっております。

もう1枚おめくりいただきまして、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置要綱を付けております。

これは、この会議は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県の施策の立案、そして決定に関して医学的な見地から助言等を行っていただくため、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議として設置するものであります。

この会議についてですが、現在、日程を調整しておりますが、日程調整しだい、速やかに開催をしたいというふうに考えております。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、総務部長から説明がございます。

○鉄永総務部長

本日、専決処分いたしました令和2年度一般会計補正予算専決第一号の概要について御説明いたします。

資料をお配りしておりますが、まず1番のところになります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、青森県特別保証融資制度を拡充いたしますとともに、当該融資に係る一定期間の無利子化と信用保証料の免除を行うのに要する経費及び学校休業時等において県立学校の児童生徒が学び続けられる環境を確保するため、ICTを活用した各家庭における学習を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとしたものでございまして、総額で279億89

7万5千円を計上しております。

3のところになります。今回の補正予算の財源としましては、歳出との関連において、国庫支出金6億3112万5千円、及び諸収入268億3105万3千円を計上したほか、財政調整基金からの繰入金4億4679万7千円を計上いたしました。

以上でございます。

○坂本危機管理局次長

続きまして、専決予算の中身につきまして、商工労働部長から。

○相馬商工労働部長

それでは、商工労働部から今回拡充いたしました新型コロナウイルス感染症に関する中小企業資金繰り計画について、資料の次のページに基づいて説明させていただきます。

今回は、国の緊急経済対策の制度も活用しながら、融資枠の拡充と合わせて利子補給制度の創設と信用保証料の免除ということを措置しております。補正予算額は総額で278億2373万6千円となっております。

また、合わせて利子補給に係ります債務負担行為設定額として、令和3年度から5年度分といたしまして、22億9500万円を計上しております。

まず、融資枠の拡充についてでございますが、資料の真ん中辺の表のところを御覧ください。

この表にございますが、①番として、既存の融資枠として190億設定してございまして、今回は②番として、ここが国の制度の活用になります。新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建枠として、新たな枠を設けてございます。

そこにあるとおり、3つの累計の売上減少の要因に基づく事業者をそれぞれ対象としてございます。

3番として、ここが県の単独措置した分でございますが、経営安定枠ということで、2番の国の制度の中で、実は真ん中辺りになります。売上減少が5%から15%未満の小規模事業者につきましては、利子補給と保証料の減免が100%なされないという制度になってございまして、その部分を補う形で県がそれぞれ100%補填するということで、新たな融資枠を設けてございます。

なお、②番と③番の融資枠につきまして、670億円の新たな融資枠を追加して、総額で860億円を確保する形になってございます。

それぞれの融資対象者につきまして、適合する対象者につきまして、下段にあります信用保証料の免除ということと、利子補給ということ。利子補給につきましては、借入後3年間、100%補填するという形でございまして、結果として、売上減少が5%以上の事業者につきましては、全ての事業者が信用保証料の全て全額の免除と3年間は利子補給措置によりまして、利子が免除されるという制度になってございます。

2ページに売上の減少の種類と融資枠との相関表を付けてございますので、参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、教育部長から。

○和嶋教育部長

次のポンチ絵を御覧いただければと思います。

ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業として、8523万9千円を計上しているところでございます。

県立学校については、4月20日から一斉臨時休業を実施しているところですが、ポンチ絵の中央、事業内容の少し下、事業概要にありますように、取組の1として、学習支援サービスを全県立学校に早期に導入するものです。これにより、教員の授業動画や民間事業者が提供する学習教材を活用して、家庭での学びを続けられるよう、学習環境を整えて参ります。

また、取組の2として、通信環境の整っていない家庭の児童生徒には、端末を貸与するものです。本事業によりまして、臨時休業中においても子どもたちが学校との繋がりを感じながら安心して学び続けられる環境を確保するとともに、再開後においても出席停止者への学習補償も含め、個々の能力に応じた学習に対応することで、子どもたちの教育の質の確保に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

各部局から御発言があればお願いいたします。

それでは、本部長からの指示事項及び県民へのメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

では、まず、指示でございます。

先ほど、関係部長から報告がございましたとおり、本日、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、「青森県特別保証融資制度実施費」及び「ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業費」について補正予算を専決処分いたしました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施区域が全都道府県に拡大されたところであり、経済活動の停滞による影響は幅広い地域、また業種に及んでおり、中小企業の経営を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

今回の青森県特別保証融資制度の拡充により、不安を抱えている中小企業者の方に少しでも安心していただけるよう、金融機関とも連携し早期に実施するよう指示をいたします。

また、県立学校の休業等の際して、県立学校の児童生徒や保護者の皆さんにおかれましては、学力維持・向上に不安をもたれていることと思っております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中にありますが、このような状況下におきましても、可能な限り学習機会と教育の質の確保が図られるよう、学校現場の各教員とも連携し、環境を整備してください。

更に「青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の設置についても報告があったところであり、各部局におきましては、医学的見地からの御意見等を踏まえ、感染防止対策の充実に取り組むとともに、引き続き地域経済や県民生活のために必要な取組について積極的に立案し、適時適切に対策を講じていただくよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方にお話させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様方、また介護・福祉施設等の関係者の皆様方、そして各保健所等において防疫、検査業務を実施している方々には、日夜厳しい環境の中におきまして、必死に対応いただいていることに対し、県民を代表して改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

また、県民の皆様方にも3つの密を避けることに御協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

本日、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、「青森県特別保証融資制度実施費」及び「ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業費」について補正予算を専決処分いたしました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施区域が全都道府県に拡大されたところであり、経済活動の停滞による影響は幅広い地域、業種に及んでおります。中小企業の経営を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

今回の青森県特別保証融資制度による対策は、不安を抱えている中小企業者の方に少しでも安心していただけるよう、融資枠を拡大いたしますとともに信用保証料についてゼロに、利子負担につきましても、3年間、ゼロとなるよう、国の対策を活用しながら県独自の上乗せ支援を行うものであります。

こうした取組みを現在、国が制度の開始時期と予定しております5月1日に間に合うように準備を進めておりますので、お近くの金融機関に御相談いただければと思います。

また、県立学校の休業等に際しまして、県立学校の児童生徒や保護者の皆さんにおかれましては、学力の維持・向上に不安をもたれていることと思います。

今回、児童生徒が家庭においてもスマートフォン等を用いて授業の配信などが受けられる環境を整備することとし、各学校の教員の方々にも協力いただき、学習機会と教育の質の確保が図られるよう、取り組んで参りたいと思うところであります。

なお、今回、本県も緊急事態措置の対象区域になったこと等に伴い、休業を検討しておられる事業者の方々も数多くおられます。

県といたしましては、将来に不安を抱える事業者の皆様方に早期に道筋を示すべく、鋭意検討を進めているところでございます。

何卒、当面の外出自粛の取組みに御理解、御協力をお願いするところであります。

県としては引き続き、感染拡大防止に万全を期しますとともに、地域経済や県民生活のために緊急に必要な対策については、適時適切に躊躇なく対応して参りますので、県民の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了いたします。